

**統合再編基幹病院開院支援委託業務(その1)に係る
公募型プロポーザル 実施要領**

1 業務の概要

(1) 業務名

統合再編基幹病院開院支援委託業務(その1)(以下「委託業務」という。)

(2) 業務目的

市立伊丹病院(以下「伊丹病院」という)と公立学校共済組合近畿中央病院(以下「近畿中央病院」という)は、令和2年3月に策定した「市立伊丹病院と近畿中央病院の統合再編に係る基本方針」に基づき、大規模災害時における地理的優位性や市内全域からの受診アクセス・救急患者の迅速な搬送などを勘案し、現伊丹病院の敷地を活用し、統合新病院を整備することになりました。

統合新病院のうち、統合再編基幹病院について令和2年12月に策定した「市立伊丹病院と近畿中央病院の統合再編による基幹病院と健康管理施設にかかる診療機能・施設整備計画」に基づき、部門別運用計画等を策定するにあたり、両病院の幹部職員が取り組むべき課題や目指すべき方向性について、そのイメージを明確化できるよう、統合再編基幹病院における将来像策定にかかる業務を実施します。

委託者の選定方法については病院運営における豊富な知識・経験と高度な調整能力・技術力が必要であることから、広く提案を求め、その提案内容のほか、実績、能力、適性、価格等を総合的に評価し、最も適した委託者を特定するため、実施要領に基づき、公募型プロポーザルを実施します。

(3) 業務内容

統合再編基幹病院の基本理念・基本方針を実現するため、伊丹病院・近畿中央病院の幹部職員への意見聴取、ワーキングの開催、意見集約、会議のマネジメント並びに将来像を具体的にイメージ可能な理念・戦略的ビジョンの策定と両病院の職員へ情報発信が行える資料の作成

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年1月13日まで

2 予算限度額

委託業務に係る費用の上限は、15,000,000円(消費税および地方消費税相当額を含む。)以内とします。

提案価格(見積額)が予算限度額を超過した場合は、失格とします。

3 参加資格

参加者は、次の要件を全て満たしていること。

(1) 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札

参加停止措置を受けていないこと。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (3) 伊丹市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 28 日条例第 4 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団および同条第 2 号に規定する暴力団員並びに同条第 3 号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。
- (4) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

4 質問の受付および回答

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書・企画提案書等に関する提出書類並びに委託業務実施に関する事項に限ることとし、評価および審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けません。

- (1) 提出期限 : 令和 4 年 8 月 17 日（水）午後 4 時 00 分まで（必着）
※締切以降、業務にかかる質問は受け付けません。
- (2) 提出先 : 市立伊丹病院統合新病院整備推進班
電子メール : chiiki-iryuu@city.itami.lg.jp
- (3) 提出方法 : 質問書（様式 5）により、電子メールで提出。
(必ず着信の確認を行うこと。また、所定の様式以外で提出された質問に対しては回答しません。)
- (4) 回答方法 : 令和 4 年 8 月 19 日（金）までに、質問者に電子メールで回答するとともに、市立伊丹病院ホームページ上に掲載します。

5 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、提出期限までに参加表明書等を提出してください。

- (1) 提出期限 : 令和 4 年 8 月 24 日（水）午後 4 時 00 分まで（必着）
- (2) 提出先 : 市立伊丹病院統合新病院整備推進班
- (3) 提出方法 : 郵送で提出。
(必ず受け取り日時および配達されたことが証明できる方法としてください。)
- (4) 提出書類

提出書類	様式	提出部数	
		原本	副本
① 参加表明書	様式 1	1 部	10 部
② 会社概要	様式 2	1 部	10 部

※各提出書類の内容を証するために求める添付資料については、別添「企画提案書等作成要領」を参照のこと。

6 参加資格の確認および企画提案書等の提出を要請する者の選定

参加表明書等の提出書類に基づき、「3 参加資格」に定める参加資格要件を満たしているかどうか確認を行うとともに、「**統合再編基幹病院開院支援委託業務(その1)**」プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)において、参加表明書等に基づき書類審査を行い、企画提案書等の提出を要請する事業者(「上位5者程度」)を選定します。

選定された者にあつては、その旨を通知するとともに、企画提案書等の提出を要請します。また、選定されなかった者に対しては、書面によりその旨と理由を通知します。

- (1) 通知日 : 令和4年8月26日(金)
 (2) 通知方法 : 参加表明書連絡先に記載のメールアドレスおよび郵送にて通知。
 (郵送は到着が通知日の数日後になります。)

選定されなかった者は、その理由について、次のとおり書面により説明を求めることができます。回答は書面で行うものとします。

- ① 提出期限 : 令和4年8月31日(水)午後4時00分まで(必着)。
 ② 提出先 : 市立伊丹病院統合新病院整備推進班
 ③ 提出方法 : 郵送で提出。
 (必ず受け取り日時および配達されたことが証明できる方法としてください。)
 ④ 様式 : 任意様式(住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し押印のこと)

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 : 令和4年9月5日(月)午後4時00分まで(必着)
 ※参加表明書等を提出した事業者においても、提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとします。
 (2) 提出先 : 市立伊丹病院統合新病院整備推進班
 (3) 提出方法 : 郵送で提出。
 (必ず受け取り日時および配達されたことが証明できる方法としてください。)
 (4) 提出書類

提出書類	様式	提出部数	
		原本	副本
⑥ 業務実施方針及び実施体制	任意様式	1部	10部
⑦ 企画提案書の提出について(鑑)	様式3	1部	10部
⑧ 企画提案書	任意様式	1部	10部
⑨ 業務工程表	任意様式	1部	10部
⑩ 価格見積書	様式4	1部	10部

- (5) 企画提案書のテーマ

項目	内容
テーマ1	【将来像策定の必要性】 両病院の幹部・職員の意識（マインド）の統一の重要性
テーマ2	【将来像策定に影響を及ぼす医療のトレンド】 最新の医療トレンドや高度急性期病院に必要な要素など
テーマ3	【将来像策定の具体的手法】 会議・ワーキング等の具体的進め方、論点整理の手法など
テーマ4	【将来像策定のイメージと運用計画への反映】 基本理念・基本方針を実現するための戦略的ビジョンのイメージ 運用計画策定（別途発注予定）への効果的な引継ぎ手法
テーマ5	【自由提案：委託者として特に提案したい事項について】

(6) 作成時の留意事項 : 別添「企画提案書等作成要領」を参照のこと。

8 企画提案書等の審査

(1) 審査方法

別表の企画提案書等の評価項目および評価基準に基づき、審査会において、審査および評価を行います。最終評価点は「参加表明書（書類審査）」および「企画提案書・ヒアリング審査」の合計とし、最も得点の高かった者を受託候補者とします。評価点が同点の場合は、審査会において順位を決定します。

(2) ヒアリング審査

企画提案書等の提出を要請する事業者に選定された者のうち、期日までに企画提案書等を提出した提案者を対象に、審査会によるヒアリング審査を実施します。ヒアリング審査の実施概要は次に示すとおりです。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からヒアリングの方法の変更の可能性があります。その場合は電子メールにて連絡します。

項目	内容
① 実施予定日	令和4年9月7日（水）予定
② 実施場所	市立伊丹病院内会議室（伊丹市昆陽池1丁目100番地）予定
③ 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1者につき30分（説明15分以内、質疑15分程度）を予定。 ・ ヒアリングは、事前に提出された書類を用いて行うこととし、提出期限後の差し替えおよび追加資料の提出は不可とします。パワーポイント等による説明は可能とし、その場合のプロジェクター及びスクリーンは当院で用意します。（当日の投影データ、PCは提案者で用意してください。HDMI・D-subの接続が可能です。） ・ 出席者は5名以内とし、業務責任者が出席することとします。 ・ ヒアリングの日時・場所等は、ヒアリングを実施する提案者に別途通知します。

(3) 受託候補者の特定

受託候補者に対しては、「特定通知書」によりその旨を通知します。また、本プロポーザルにおける参加者が1者のみであっても、ヒアリング審査を行い、失格要件に係ることの無く最終評価点が50点以上の場合、受託候補者に特定されます。

受託候補者に特定されなかった事業者に対しては、「非特定通知書」によりその旨を通知します。

なお、非特定通知書を受け取った者は、その理由について、次のとおり書面により説明を求められます。回答は書面で行うものとします。

- ① 提出期限 : 令和4年9月12日(月)午後4時00分まで(必着)
- ② 提出先 : 市立伊丹病院統合新病院整備推進班
- ③ 提出方法 : 郵送で提出。
(必ず受け取り日時および配達されたことが証明できる方法としてください。)
- ④ 様式 : 任意様式(住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し押印のこと)

(4) 契約締結交渉

審査会において、受託候補者に特定された事業者と市立伊丹病院は契約交渉を行います。なお、契約交渉が不調のときは、次に得点の高かった事業者と契約交渉を行います。

(5) 結果の公表

審査会における審査および評価の結果については、本プロポーザル手続の完了後に公表するものとします。

9 日程

実施内容	実施期間
公示	令和4年8月10日(水)
質問受付期間	令和4年8月15日(月)～8月17日(水)
質問回答日	令和4年8月19日(金)
参加表明書等受付期間	令和4年8月24日(水)
書類審査結果通知 (企画提案書の提出要請およびヒアリング日時の通知)	令和4年8月26日(金)
企画提案書等受付期間	令和4年9月1日(木)～9月5日(月)
ヒアリング実施予定日	令和4年9月7日(水)
特定結果通知予定日	令和4年9月8日(木)
契約締結予定日	令和4年9月8日(木)

10 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき
- (3) 提案価格（見積額）が、「2 予算限度額」に示した価格（予算限度額）を超過しているとき
- (4) 企画提案書等の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき
- (5) 提出書類に虚偽の記載を行ったとき
- (6) プロポーザルの手続きの過程で、「3 参加資格」の規定に抵触することが明らかとなったとき
- (7) ヒアリング審査に出席しなかったとき
- (8) 次のいずれかの行為を行ったとき
 - ①本審査会委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めること
 - ②他の提案参加者と応募内容又はその意思について相談を行うこと
 - ③受託候補者選定終了までに、他の提案参加者に対して応募内容を意図的に開示すること
- (9) ヒアリング審査を行い、最終評価点が50点未満のとき
- (10) その他企画提案書等作成要領に基づき、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき

11 契約について

契約内容および仕様については、受託候補者として選定後、企画提案等の内容をもとに市立伊丹病院と詳細を協議するものとします。その場合、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとします。

12 その他

- (1) 提出期限後の書類の差し替えおよび再提出は認めません。また、書類の不達および遅配を原因として提案参加者に不利益が生じても、市立伊丹病院はこの責を負いません。提案参加者において、配達記録郵便の利用など必要な対策を講じてください。
- (2) 業務責任者は原則として変更できません。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術者であるとの市立伊丹病院の了解を得なければなりません。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (4) 提出書類はいかなる理由であっても返還しません。
- (5) 提出された書類の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはありません。ただし、本プロポーザル手続きおよびこれにかかる事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録および保存等を行います。
- (6) 書類の作成、提出およびその説明、ヒアリング審査等に係る費用は、提案参加者の負担とします。
- (7) 本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、事由発生後速やかに文書で通知してください。取り下げによる不利益な取り扱いはありません。

- (8) 本提案にかかる提出書類は、伊丹市情報公開条例（平成17年3月24日条例第3号）に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象文書となります。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とします。
- (9) 仕様書は、事業者選定にあたり本業務に対する発注者の考えをまとめたものであり、契約締結時に発注者・受託者が協議のうえ、内容を確認・変更するものとします。

13 支払い条件

完成払いとします。

14 送付先及び問い合わせ先

市立伊丹病院統合新病院整備推進班

〒664-8540 伊丹市昆陽池1丁目100番地 伊丹病院事務局内

電話番号 072-767-1029（直通）

ファクス 072-767-6950

電子メール chiuki-iryu@city.itami.lg.jp

別表 審査基準表

【企画提案書・ヒアリング審査】

評価項目	審査基準	配点	書類
実施方針	業務の理解度、取り組み意欲、工程の効率性・実現性、実施体制の的確性	20	任意書式
評価テーマ	提案内容の的確性、独創性、実現性	70	任意書式
見積価格	価格評価点=10 点×{1-(見積価格-最低価格※)÷(上限価格-最低価格)} ※最低価格は参加事業者中の最低見積価格	10	様式4
計		100	